

2021年度 一般入試② 問題 (社会)

 問題 次の文章をよく読み、あとの問いに答えなさい。

2020年3月、社会が新型コロナウイルスで混乱するなか、①政府は種苗法改正案を国会に提出しました。政府は、日本で開発された種子や苗を不正に国外に持ち出すことを禁止するため、と提案理由を説明しました。しかし、権利をもつ種子企業の許可なく、農家が自家採種する(自分で栽培した農作物から種子を取る)ことを禁止する内容もふくまれていました。そのため、多くの農家や消費者が反対しました。種子企業が権利を主張したら、これまで農家が栽培してきた種子だとしても、農家が損害賠償を請求される可能性が生じたのです。俳優の柴咲コウさんが「このままでは日本の農家さんが窮地に立たされてしまいます」とツイートしたことで、社会的な論議を呼び起こしました。

農家は、農作物の種子を土地にまいて発芽させ、苗を育て、農作物を収穫してきました。現代の日本では、1粒の稲の種子(稲種)を栽培することで籾を500粒も収穫できます。農家は、自分が収穫した籾の中から、翌年以降の栽培に用いる稲種を自家採種し、その残りを販売用や加工用、自家用に利用してきました。

さて、現代の稲種は、②弥生時代の日本に③中国大陸から伝わってきた稲種と同じ稲種ではありません。日本の農民は、④自然災害の多い日本の風土、気候や地勢などに適した、少しでも優れた稲種を探し求めてきました。水田では、まれに突然変異(収穫した種子(子)が、種まきした種子(親)とわずかに違う遺伝子や新しい性質をもつこと)した種子が見つかります。その種子がより優れた種子である可能性もあるのです。特に、江戸・明治時代になると、農民は自家採種した稲種を用いて栽培技術を改良する一方で、⑤新しい稲種を得るための活動に取り組みました。

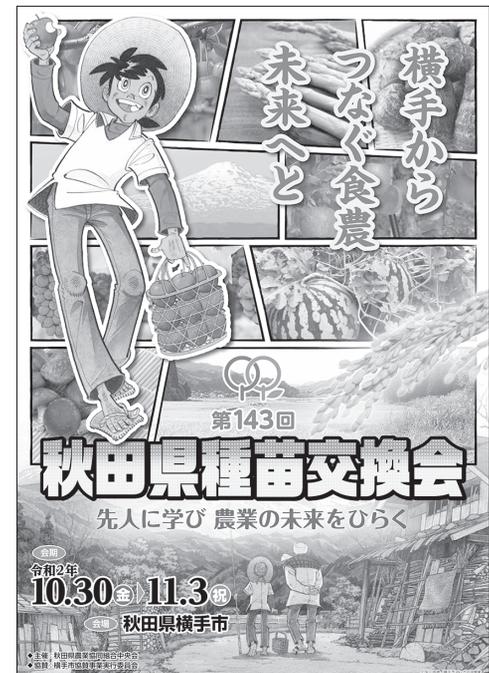
⑥明治時代の秋田県では、県庁に勤めていた石川理紀之助が中心になり、県内の農民が稲種などを交換するという、日本でも例のない「種子交換会」が1878年に開催されました。65点の稲種をふくむ132点の種子が出品され、自分の種子との交換を希望する農民が564人もいました。「種子交換会」は、その後「種苗交換会」と改称され、形式を変えつつ現在まで毎年開催されています(《資料1》を参照)。石川理紀之助は、1877年に秋田県庁に招かれた中村直三と出会いました。中村直三は有名な老農(農業技術に優れた農村指導者)で、地元の⑦奈良県内で集めた稲種を試作栽培して、優秀な稲種を無償で農民に配布した人物でした。中村直三に刺激された石川理紀之助は、秋田県内から300以上の稲種を取り寄せ、県の植物園や自分の水田で長期間の栽培試験をくり返しました。その試験結果をもとに1901年に『稲種得失弁』を著し、秋田県で栽培される103の稲種のくわしい特徴(《資料2》・《資料3》を参照)をまとめたのです。

一方、日本の水田稲作では、戦前・戦後を通じて、化学肥料や農薬が広く使用されました。しかし、化学肥料や農薬で⑧環境破壊や食品汚染をひき起こす可能性のある近代化農業が見直され、農家と消費者、研究者が連携して日本有機農業研究会が1971年に結成されました。その中で、環境を破壊することなく地力を維持し、健康的で味のよい食物を生産する農法として、江戸時代から続く在来農業が再評価されました。日本有機農業研究会では、1983年から毎年「関東地区種苗交換会」を開催し、有機農業による自家採種をしている農家に種子や苗を交換する機会を提供しています。

このように、秋田県や日本有機農業研究会による種苗交換会の取り組みは、農家がより優れた種子を自家採種する努力を長く支えてきました。しかし、自家採種を禁止する種苗法改正案は、その努力を否定するものともいえるのです(※2020年12月には、自家採種の禁止が緩和された改正種苗法が成立しています)。種苗法改正案は、突然打ち出されたものではありませんでした。というのも、2017年には⑨主要農作物種子法(種子法)が廃止されていたからです。政府が提出した廃止法案は、わずか11時間の国会審議で成立しました。種子法とは、⑩サンフランシスコ平和条約の発効の3日後に制定され、地域ごとの環境に応じた米や麦などの優良な種子を生産・普及するように国が都道府県に義務づけ、その費用を国が受け持つことにした法律でした。種子法に基づいて、各都道府県の農業試験場では地域に適した稲種を開発し続けてきました。政府は、農業試験場の開発活動が種子企業の開発意欲を妨げていると、種子法廃止の提案理由を説明しました。また、政府が同時に提出した農業競争力強化支援法案は、各都道府県の農業試験場が長い年月をかけて作り上げた種子開発の技術を、政府が種子企業に提供することを認めたもので、これも短時間の国会審議で成立したのです。

みなさんも中学生になったら、自分たちの食生活を支える農業問題にも関心をもって調べてみましょう。

《資料1》「第143回秋田県種苗交換会」
(2020年度)のチラシ



(第143回秋田県種苗交換会ウェブサイトより)

<https://shubyo-yokote.com/wp-content/uploads/2020/09/flier200907.pdf>

問1. 下線部①に関連して、政府の各機関や地方自治体のそれぞれの関係についての説明として適当なものを、次のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 国会は、地方自治体の条例の内容が法律に違反すると判断した場合、その条例を取り消すことができる。
- イ. 内閣は、衆議院で不信任の決議案が可決された場合でなくても、自らの判断で衆議院の解散を決定できる。
- ウ. 最高裁判所は、憲法に違反するとの判決を下した法律が改正または廃止されない場合、自ら国会に法律案を提出できる。
- エ. 地方自治体は、都道府県・市町村議会議員に立候補できる人の年齢を、条例によって独自に定めることができる。

問2. 下線部②について、邪馬台国の女王卑弥呼が呪術によって人々をまとめていたことは、中国の歴史書『三国志』に記録されています。呪術とは、神や精霊などの超自然的な力に働きかけて、人々の願いをかなえようとする呪いのことです。当時の人々が卑弥呼の呪いを求めたのは、どのような社会的な事情があったからと考えられますか。適当なものを、次のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 邪馬台国とその周辺のクニでは長いあいだ互いに攻撃しあっており、戦いに疲れた人々は平和な世の中を望んだ。
- イ. 邪馬台国では狩りや漁、採集が経済活動の中心で、人々は森や川、海の精霊から安定した恵みを得たいと望んだ。
- ウ. 邪馬台国の人々は、大和地方を拠点に東の55のクニ、西の66のクニを平定する国土の統一を望んだ。
- エ. 邪馬台国の人々は、中国の魏から先進的な技術や制度、仏教がもたらされることを望んだ。

問3. 下線部③に関連して、中国では、旧暦の1月1日には、人々は提灯をつるし、五色の布を飾り、爆竹を鳴らし、花火を打ち上げたりして旧正月を祝います。中国では、旧正月を何といいますか。その名前を漢字で答えなさい。

問4. 下線部④に関連して、現代の日本では巨大なコンクリートの堤防や免振装置など、高度な技術で自然災害の直接的な被害を防ぐ施設や設備がつけられています。一方で、自然災害に対する伝統的な工夫では、自然災害を直接的に防ぐのではなく、あらかじめ一定規模の被災を想定し、より大きな被災を防ぐ施設や設備もあります。これについて、以下の問い(1)・(2)に答えなさい。

- (1) 右の《写真》のように、石垣や盛り土の上にある建物は河川の中・下流部に多く見られます。この建物は、洪水の際に避難したり、避難用の舟や食糧を置いておくための施設です。こうした建物は一般に何と呼ばれますか。その名前を漢字で答えなさい。
- (2) 現代の河川の堤防は、長い距離にわたって連続することで、洪水を防いでいます。しかし、伝統的な堤防では、右の《模式図》のように、あえて堤防をつなげない工夫がなされました。これは、河川が増水した際に大規模な決壊が起こることを防ぐために、水の勢いをそぎながら、部分的に川から水をあふれさせたり、あふれた水を早く河川にもどしたりするためだといわれています。それでは、《模式図》の河川の上流はA・Bのどちらと考えられますか。記号で答えなさい。

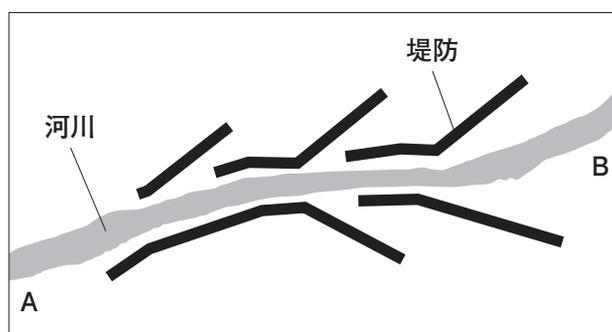
《写真》



(農林水産省ウェブサイトより)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/museum/m_kakuti/index.html

《模式図》



(国土交通省「霞堤の機能について」より作成)

<http://www.hrr.milt.go.jp/toyama/common/old/k004siryo/kasumikouka.pdf>

問5. 下線部⑤について、江戸・明治時代の秋田の農民は、どのような特徴を持つ稲種を求めていたのでしょうか。また、そうした稲種を新たに手に入れるために、どのような行動をとっていたのでしょうか。《資料2》から読み取れることを用いて、90字以内で説明しなさい。

《資料2》石川理紀之助『稲種得失弁』に見られる稲種名とその由来・特徴

稲種名	由来・特徴
いちやま 一の山	さいとう たろうさく ふ じ さん 斎藤太郎作が富士山の周辺の水田でもらったもので、 ^{おやほ} 親穂から170~180粒の良質の粳を収穫できる稲種。
ぶんろく 文六	おちあい 落合文六が自分の水田で見つけた1本の突然変異した稲穂から採種したもので、親穂から200粒の粳を収穫できる稲種。
にししろ 西白	いしなり 石成村の人が ^{かみがた} 上方（現在の京都や大阪）でもらったもので、ふつうは秋田には適さないが、秋晴れが長い年だと親穂から300粒の粳を収穫できる稲種。
ひこべい 彦平	斎藤彦平が自分の水田を囲む盛り土で見つけた1本の突然変異した稲穂から採種したもので、用水が冷たくても栽培でき、親穂から240~250粒の粳を収穫できる稲種。
はまべい 浜平	難破船から ^{ひょうちやく} 漂着した粳が ^{はんしよく} 繁殖していた ^{はま} 浜で見つけた稲穂から採種したもので、用水が冷たくても栽培でき、親穂から160~170粒の粳を収穫できる稲種。

*親穂 1つの苗から成長する中心^{なき}的な茎にできる穂を親穂という。現代の農業でも、親穂から100~200粒の粳が収穫できれば良いとされている。

(『明治農書全集 第2巻』(農山漁村文化協会 1985年)所収。記述をわかりやすい形式と表現に改めました)

問6. 下線部⑥について、明治時代の秋田県の農家は、《資料3》に記されたような異なる稲種を一つ一つの水田ごとに選び、それらを組み合わせて耕地の経営を行っていました。それはなぜでしょうか。《資料3》・《資料4》・《資料5》を参考に、当時の農家の農作業の様子にふれながら、120字以内で説明しなさい。

《資料3》稲穂が出る時期による稲種の分類と主な稲種の名前

月	7											8																	
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
稲穂が出る時期	← 黒稲 →											← 鬼早稲 与吉 →																	
												← 五郎兵衛 借金無し →																	
												← 浜平 会津 →																	
												← 一の山 彦平 →																	
												← 文六 大黒 →																	
												← 阿仁文吾 日本一 →																	
												← 西白 土手越 →																	

※一般に、稲は、稲穂が出てから50日前後で刈り取ることができる。

(石川理紀之助『稲種得失弁』『明治農書全集 第2巻』(農山漁村文化協会 1985年)所収をわかりやすい形式に改めました)

《資料4》1908年における東北・中国地方の農家1戸当たりの耕地面積

県	1戸当たりの耕地面積	(うち水田面積)
秋田	163 a	120 a
やまがた 山形	150 a	99 a
とっとり 鳥取	90 a	65 a
しまね 島根	81 a	49 a

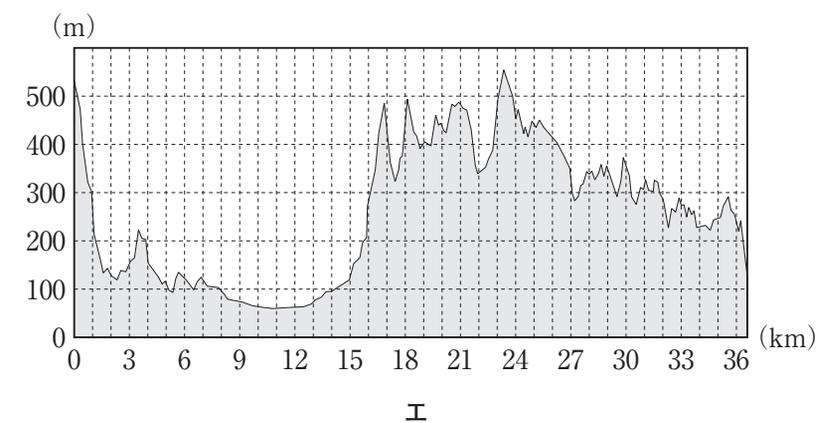
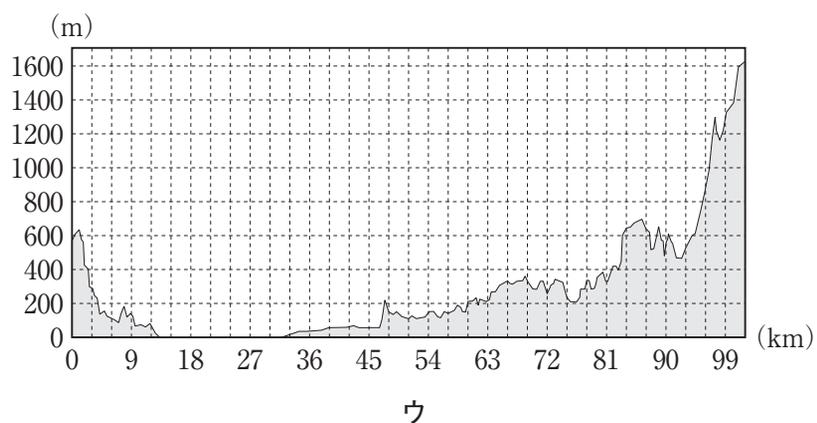
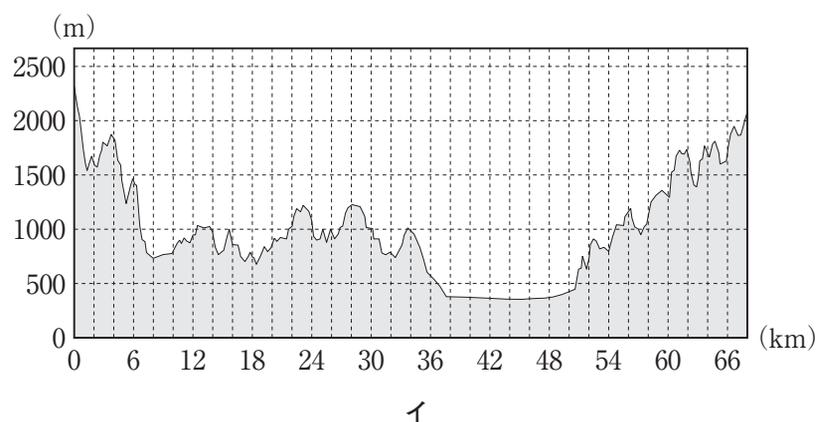
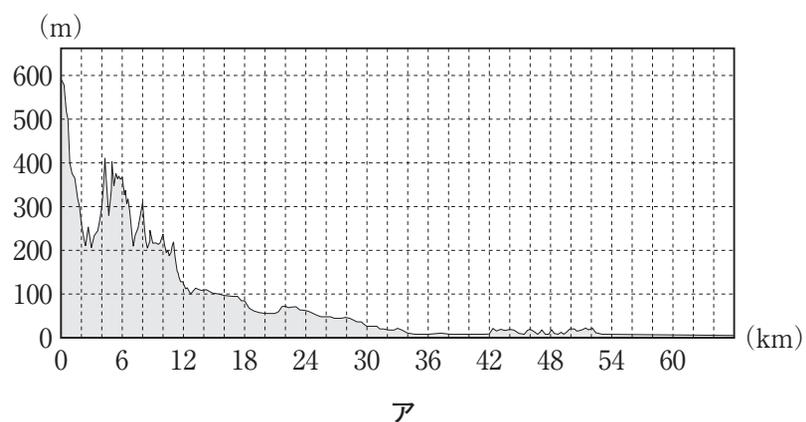
(玉真之介「戦前期日本(1908~40)における農家数変動の地域性」『農業経済研究』第86巻第1号 2014年)をもとに作成)

《資料5》1908年における秋田県雄勝郡三輪村の自作農の事例

1戸当たりの水田面積	290 a
1戸当たりの家族人数	9人

(清水洋二「東北水稲単作地帯における地主・小作関係の展開」『土地制度史学』第74号 1977年)をもとに作成)

問7. 下線部⑦に関連して、次のア～エは、奈良県、岐阜県、長野県、埼玉県のそれぞれ県庁所在地を通る東西方向の断面図です。このうち、奈良県にあたるものを、次のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。



(「地理院タイル」をもとに作成)
<http://maps.gsi.go.jp>

問8. 下線部⑧に関連して、いわゆる「新しい人権」として提唱されている「環境権」は、日本国憲法の条文で明確には定められていません。では、同じように日本国憲法に明文では定められていない権利を、次のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 学問の自由
- イ. 教育を受ける権利
- ウ. 私生活をみだりに公開されない権利
- エ. 居住や移転、職業を選ぶ自由

問9. 下線部⑨について、1952年に制定された種子法はどのような社会的な背景から、どのような目的で立法されたのでしょうか。本文と《資料6》・《資料7》・《資料8》・《資料9》からわかることを、140字以内で説明しなさい。

《資料6》日本の水稲総収穫量の変化

期間	年間平均水稲総収穫量
1931～1940年	916.7万トン
1947～1951年	921.6万トン

(政府の統計窓口「作物統計調査 作況調査(水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼料作物、工芸農作物) 確報 平成17年産作物統計(普通作物・飼料作物・工芸農作物)」をもとに作成)

<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003318220>

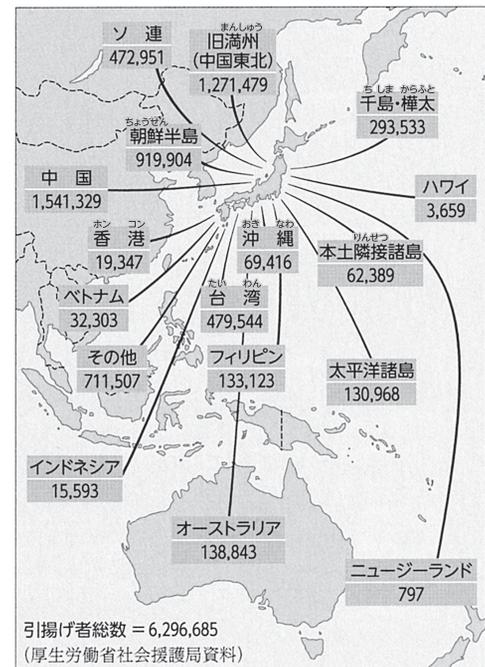
《資料8》日本の出生数の変化

期間	年間平均出生数
1931～1940年	2,086,973人
1947～1951年	2,506,450人

(厚生労働省「平成17年度出生に関する統計の概況」をもとに作成)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/syussyo05/syussyo06.html>

《資料7》海外からの引揚げ者数



※引揚げ者の大半は、終戦後の数年間で帰国しました。

(第一学習社『最新日本史図表 二訂版』より)

《資料9》日本ジャーナリスト協会での山田正彦氏(元農林水産大臣)の会見内容(2018年12月5日)の一部

種子法により、各都道府県の農業試験場では、開花時期や味、稲穂の高さなどが異なる雑種を取り除きながら、優良な種子を開発しています。茨城県の農業試験場で生産するコシヒカリはもともと福井県で作られた種子でした。「もう30年間、茨城県で種子を作っているから、それを福井県に持っていってももう育たないだろう」と、農業試験場の場長が言います。それくらい種子は地域の影響をうけて変わるそうです。

その後、農業試験場で開発されたコシヒカリの種子を県の原種苗センターで栽培し、さらに県が経済的に援助した農場で多くの種子が栽培されます。そこで収穫された種子は県の種子センターに集められ、選別されます。こうして県が「発芽率90%、安定して安心して栽培できるコシヒカリの種子です」と保証書をつけて、1キロ500円の価格で農家に販売されます。

種子法廃止を受けて、農林水産省の役人が「三井化学の『みつひかり』という優良な種子があるじゃないか。それをなぜ使わないのか」という話をして全国8か所を回ったそうです。「みつひかり」の種子の価格は1キロ3500～4000円です。

(日本ジャーナリスト協会 山田正彦氏記者会見「種子法廃止の問題点」会見報告の一部をわかりやすくまとめ直しました)
<https://j-aj.jp/topics/pressreport/8252/>

問10. 下線部⑩について、サンフランシスコ平和条約を締結した年の国際情勢に関して述べた文として適当なものを、次の

ア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 日本は、中華人民共和国と国交を回復した。
- イ. 日本は、国際連合への加盟を認められた。
- ウ. 韓国と北朝鮮による朝鮮戦争が続いていた。
- エ. アメリカの水爆実験により、日本の漁船が被ばくした。

2021年度 一般入試② 解答用紙 (社会)

問1. 問2. 問3.

問4. (1) (2) A A
B B
C C
D D
E E

問5.

江戸・明治時代の秋田の農民は、収穫量の多い
稲種、寒冷地でも栽培できる稲種を求めて
、旅行した際に他の地域の稲種をもらったり
、地元の水田を観察して突然変異した優れた
稲種を選び取った。

 90

問6.

明治時代の秋田県の農家は、手作業で農作業
をしたにも関わらず、全国的には広い面積の
水田を営営していた。そのため、稲穂が出る
時期の異なる稲種を分散して作付けすること
で、稲刈りの時期の集中を防ぎ、家族の労力
だけで作業量の多い稲刈りを終わらせた。

 100
120 A A
B B
C C
D D
E E

問7. 問8.

問9.

敗戦後の日本では、水稲総収穫量が伸び悩む
一方で、海外からの大量引き揚げ者の存在と
出生数の増加によって国内人口は急増した。
そこで、供給不足が心配された主要農作物を
日本の農家に増産させようとして、地域に適
した優良な種子を安く農家に提供して栽培さ
せることを目的に、種子法が制定された。

 100
140 A A
B B
C C
D D
E E

問10.

受験番号		氏名	
------	--	----	--

計